情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、豊川サッカー協会(以下「本協会」という。)がその活動状況及び財務状況等の情報を公開するために必要な事項を定めることにより、本協会の公正な運営を推進することを目的とする。

(責務)

第2条 本協会は、この規程の目的に沿って保有する情報を積極的に公表するとともに、 個人情報の保護について法令等を遵守しなければならない。

(情報公開の方法)

第3条 情報公開の方法は、情報の種類や内容に応じ、インターネットまたは書類の閲覧 等によるものとする。ただし、財務書類等については、この規程の定めるところ により閲覧できるものとする。

(財務書類等の閲覧)

第4条 本協会は、法令等に基づき財務書類等を保存し、閲覧の請求があった場合は適切 な日時と場所を速やかに指定し、それを閲覧させなければならない。

(閲覧請求)

第5条 前条の閲覧を請求できる者は、本協会に加盟する団体の代表者とし、請求しようとする者はその旨を文書により本協会に提出しなければならない。

(謄写の禁止)

第6条 閲覧した財務書類等は、謄写(手書きメモを除くコピーや撮影等)することができない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、情報公開に必要な事項は理事会の決議により定める。

附則

1 この規程は、2019年10月1日から施行する。